

○公益社団法人全国市有物件災害共済会資産運用管理規程

平成 24 年 6 月 18 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、会計処理規程第 25 条の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）の資産の運用指針、運用手続きについて定め、資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(運用資産)

第 2 条 運用の対象とする資産は、次のとおりとする。

- (1) 消防・防災施設整備事業等資金融資資産
- (2) 減価償却引当資産
- (3) 営繕積立資産
- (4) 退職給付引当資産
- (5) その他現金

(運用区分)

第 3 条 本会の運用区分は、次のとおりとする。

- (1) 長期運用資産 1 年を超えて 10 年以内のもの
- (2) 短期運用資産 1 年以内のもの

(資産運用責任者)

第 4 条 資産運用責任者は、常務理事とする。

(基本方針)

第 5 条 元本保証の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用する。

(運用対象)

第 6 条 運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 元本保証の金銭の信託
- (3) 国債
- (4) 地方債
- (5) 金融債
- (6) 事業債
- (7) 公社債投資信託
- (8) その他、理事長が特に必要と認めたもの

(選定基準)

第 7 条 運用先及び運用対象の具体的な選定基準は、金融情勢及び専門的格付機関の各種格付等を基準として、次の各号とする。

- (1) 預金の運用先は、日本又は外国の信頼性の高い格付機関のうち少なくとも 2 社以上が原則 B B B 格相当以上と格付けしている金融機関とする。た

だし、格付けを取得していない金融機関であっても、財政状況が健全であり、債務履行の確実性が高いと判断される場合は、この限りでない。

(2) 債券の運用対象は、日本又は外国の信頼性の高い格付機関のうち少なくとも2社以上が原則A格相当以上と格付している債券とする。

(3) 前号のうち事業債及び公社債投資信託は、日本又は外国の信頼性の高い格付機関のうち少なくとも2社以上が原則AA格相当以上と格付けしている債券等とする。

(資産の処分)

第8条 資産運用責任者は、運用する資産が選定基準を維持できなくなった場合、または維持できない可能性が高いと判断される場合は、理事長に報告し直ちに保有継続か売却かを決定しなければならない。

(限度額の範囲)

第9条 長期運用資産の限度額は、定款第4条に規定される事業を行う上で支障のない範囲で理事長が定める。

(運用手続)

第10条 資産の運用に当たり、基本方針及び選定基準に従って、資産を運用しなければならない。

(事務局職員の責務)

第11条 事務局の職員は、法令及び関連規程を遵守し、本会のために忠実にその事務を執行する責務を負う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。(設立の登記の日 平成24年11月1日)